

## 令和5年度 第1回船橋市子ども・子育て会議 会議録

### 開催日時

令和5年8月9日（水曜日） 14時00分～16時00分

### 開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

### 出席者

#### (委員)

横山 洋子（会長）	千葉経済大学短期大学部教授
佐藤 有香（副会長）	和洋女子大学教授
天野 洋史	千葉県民間保育振興会理事
生田 邦彦	船橋市保育協議会顧問
尾木 修介	日本青年会議所教育部会シニア
小出 正明	船橋市社会福祉協議会常務理事
竹園 公一朗	船橋市保育園父母会連絡会副事務局長
田中 善之	船橋市私立幼稚園連合会会長
中原 美恵	東洋大学名誉教授
原 綾子	船橋市PTA連合会事務局長
松崎 総一	全国私立保育園連盟組織部部長
南山 聡子	市民委員
山中 広仁	船橋市民生児童委員協議会副会長
和久 貴子	船橋市小学校長会委員

#### (市職員)

健康福祉局長 大竹 陽一郎、こども家庭部長 森 昌春、  
こども政策課長 三輪 明、こども家庭支援課長 豊田 道昭、  
子育て給付課長 大山 隆司、児童相談所開設準備課長 大屋 武彦、  
保育運営課長 北川 寿宏、保育入園課長 由良 公伸、  
地域子育て支援課長 齊藤 正宏、療育支援課長 大内 雄三  
地域保健課長 高橋 和彦、教育総務課長 田島 正則

※その他関係各課職員

#### (事務局)

こども政策課 課長補佐 渡邊 浩史、主査（総務企画係長） 古川 公一、  
主事 新井 優美、主事 住田 勇樹

## 次第

1. 開会
2. 議題等
  - (1) 副会長の選任について
  - (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について
  - (3) 第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画の令和4年度実績について
  - (4) 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施について
3. 閉会

## 公開区分

公開

## 傍聴者の定員・傍聴者数

定員10人 傍聴者1名

## 議事

### 1. 開会

#### ○事務局（こども政策課長補佐）

定刻となりましたので、これより令和5年度第1回船橋市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、こども政策課 課長補佐の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議の進行などについてお伝えいたします。

本日の審議は2時間程度を予定しております。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

会場のマイクの使用方法ですが、トークボタンを押しますと赤いランプがつきますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。終わりましたら、再度、トークボタンを押していただくようお願いいたします。

オンライン参加の皆様につきましては、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、ご発言される際を除き、マイク機能はオフにしておいていただきますようお願いいたします。

ご発言を希望される際は、カメラに向かって挙手していただくか、ビデオ会議ソフトの挙手機能でお知らせください。会長の指名を受けましたら、挙手機能を使っていれば手のひらマークをクリックして手を下げて、マイク機能をオンにして、ご発言をお願いいたします。終わりましたら、マイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。

今年度第1回目の会議になりますので、本日もご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

初めに、昨年度から引き続きいらっしゃる委員の方を、会場にいらっしゃる方からご紹介いたします。

オンライン参加の方もいらっしゃいますので、マイクをオンにしてからご発言お願いいたします。

子ども・子育て会議の会長でいらっしゃいます、

千葉経済大学短期大学部 教授 横山 洋子（よこやま ようこ）様でございます。

続きまして、

船橋市保育協議会 顧問 生田 邦彦（いくた くにひこ）様でございます。

船橋市保育園父母会連絡会 副事務局長 竹園 公一朗（たけその こういちろう）様でございます。

船橋市私立幼稚園連合会 会長 田中 善之（たなか よしゆき）様でございます。

東洋大学 名誉教授 中原 美恵（なかはら よしえ）様でございます。

全国私立保育園連盟 組織部 部長 松崎 総一（まつざき そういち）様でございます。

船橋市民生児童委員協議会 副会長 山中 広仁（やまなか ひろひと）様でございます。

次に、オンラインで参加されている、委員をご紹介させていただきます。

千葉県民間保育振興会 理事 天野 洋史（あまの ひろし）様でございます。  
船橋市PTA連合会 事務局長 原 綾子（はら あやこ）様でございます。  
市民委員の、南山 聡子（みなみやま さとこ）様でございます。  
船橋市小学校長会 委員 和久 貴子（わく たかこ）様でございます。

続きまして、今年度より新たに委嘱された委員の方を紹介させていただきます。

船橋市社会福祉協議会 常務理事 長島 由和（ながしま よしかず）様に代わり、  
同会 常務理事 小出 正明（こいで まさあき）様を委嘱いたしました。  
和洋女子大学 教授 大沼 良子（おおぬま よしこ）様に代わり、同大学 教授 佐藤 有香（さとう ゆか）様を委嘱いたしました。

また、

船橋市認可外保育所連絡会 顧問 伊藤 ミチ子（いとう みちこ）様、  
千葉県市川児童相談所 船橋支所長 児玉 亮（こだま りょう）様、  
ふなばしファミリー・サポート・センター 育児 協力会員 鶴崎 桜子（つるさき さくらこ）様、  
全千葉県私立幼稚園連合会 副会長 松澤 弥生（まつざわ やよい）様、  
市民委員の若月 梨香（わかつき りか）様につきましては、本日は所用により欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、市側の職員の方を紹介させていただきます。

健康福祉局長の、大竹 陽一郎（おおたけ よういちろう）様でございます。  
こども家庭部長の森 昌春（もり まさはる）様でございます。  
保育運営課長の、北川 寿宏（きたがわ としひろ）様でございます。  
こども政策課長の三輪 明（みわ あきら）様でございます。  
こども家庭支援課長の豊田 道昭（とよだ みちあき）様でございます。  
子育て給付課長の大山 隆司（おおやま りゅうじ）様でございます。  
児童相談所開設準備課長の 大屋 武彦（おおや たけひこ）様でございます。  
保育入園課長の由良 公伸（ゆら きみのぶ）様でございます。  
地域子育て支援課長の齊藤 正宏（さいとう まさひろ）様でございます。  
療育支援課長の 大内 雄三（おおうち ゆうぞう）様でございます。  
地域保健課長の 高橋 和彦（たかはし かずひこ）様でございます。  
教育総務課長の 田島 正則（たじま まさのり）様でございます。

## ○事務局（こども政策課長補佐）

それでは、本日の資料を確認させていただきます。お手元の資料をご確認下さい。枚数が多いので、ゆっくりやらさせていただきます。

1点目、会場席次表 2点目、次第、3点目、配付資料一覧、4点目、資料1-1、5点目、資料1-2、6点目、資料2、7点目、参考資料①、8点目、参考資料②、9点目、資料3-1、10点目、資料3-2、11点目、資料4、12点目、資料5、13点目、資料6、14点目、資料7、15点目、資料8

不足はございませんでしょうか。

本日の会議の進行などについてのご案内は以上となります。

それではこれより議事の進行を会長にお願いします。

横山会長どうぞよろしくをお願いします。

## 2. 議題等

### ○横山会長

それでは、令和5年度第1回船橋市子ども・子育ての議事に入りたいと思います。

議題も資料も多くて長丁場になるかもしれませんが、どうぞよろしくをお願いします。

本日の会議は20名の委員の内、13名の方々にご出席をいただいていることから船橋市子ども子育て会議条例第8条第2項に規定されております、過半数の「定足数」に達しておりますことをご報告申し上げます。

また、「会議の公開・傍聴」についてでございますが、議題には「不開示情報」は含まれておりませんので、本日の会議は「公開」としております。

傍聴者の定員につきましては10名までとして、市のホームページに掲載させていただきましたことをご報告いたします。

本日は1名の傍聴者がいらっしゃいます。それでは、ここで傍聴者に入場していただきます。

(傍聴者入場)

傍聴者の方は受付の際にお渡しました、「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

### (1) 副会長の選任について

#### ○横山会長

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の一点目副会長の選任についてです。船橋市子ども・子育て会議会長及び副会長につきましては、船橋市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定により委員の互選により定めることとされております。これまでこの子ども・子育て会議の副会長を努めてこられた、和洋女子大学の沼教授が教授職の退職により委員の継続が叶わなかったと伺っております。また次の委員の委嘱にあたり沼教授より和洋女子大学の佐藤教授

を推薦されたとのことですので。ここで私からのご提案ですが、副会長は佐藤教授にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、佐藤委員に副会長をお願いしたいと思います。

どうぞ副会長席へご移動ください。

(佐藤副会長移動)

それでは、早速ですが一言ご挨拶いただいてもよろしいでしょうか。

#### ○佐藤副会長

改めまして、ただ今、福会長を仰せつかりました和洋女子大学の佐藤 有香と申します。よろしくお願いいいたします。

微力ですが船橋市1人1人の子ども達の明るい未来のために精一杯努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

#### (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

##### ○横山会長

それでは議題の2点目、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について」について、保育運営課よりご説明をお願いいたします。

##### ○保育運営課長

それでは、2点目の議題 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定についてご説明いたします。

説明は、「資料1-1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について」に沿って行います。

「資料1-2 施設位置図」は、この後説明いたします、利用定員の設定を予定している施設・事業所の位置を示した地図でございますので、参考資料としてご覧ください。

まず、資料1-1の1ページ目「1. 利用定員の設定について」ご説明いたします。

教育・保育施設及び地域型保育事業においては、各施設・事業の認可時に施設規模等に応じて設定される認可定員とは別に、市が施設・事業所に対して行う給付（施設型給付費等）の単価の算定基準となる「利用定員」を、子どもの年齢や保育の必要性の有無に応じた教育・保育給付認定区分ごとに、0歳と、1歳から2歳、及び3歳から5歳の別に定めることとなっております。

表に示しておりますとおり、施設・事業の種類に応じて、設定する利用定員の数及び認定区分が異なっております。

利用定員については、原則として認可定員と一致させることとしつつ、地域や施設毎の状況を踏まえて、認可定員の範囲内で設定いたします。

続いて、資料2ページ「2. 利用定員の設定案について」に移ります。

新たに市が利用定員を設定する際には、子ども・子育て支援法の規定に基づき、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を伺うこととなっておりますことから、令和5年10月に開設を予定している施設の利用定員の設定案について説明させていただきます。

資料3ページに移ります。

令和5年10月に新たに確認予定の施設の利用定員の設定（案）を一覧で掲載しております。また、4ページには、施設の位置を示すマップを掲載しておりますので、併せてご確認ください。今回は、保育所が北部区域で1施設となっております。

施設の概要及び利用定員の設定（案）について説明いたします。

「株式会社NLN福祉サービス」が、「アートチャイルドケア株式会社」に吸収合併されることに伴い、「株式会社NLN福祉サービス」を運営主体とする「船橋くれよん保育園」への認可を廃止し、同施設を活用して「アートチャイルドケア株式会社」を運営主体とする「アートチャイルドケア船橋くれよん保育園」を認可する計画となります。

なお、近年事業者から、事業譲渡等による設置運営事業者の変更に関する問い合わせを受ける機会が増えていることから、市としてそうした設置運営事業者の変更についての考え方を示し、新施設の設置予定者が認可の要件を満たしているか、また、既存施設の利用者に不利益が生じないかを審査する旨、事業者宛てに通知しているところです。

本件についてもそのような観点から計画の内容を審査しており、既存施設にて勤務している施設長含む全職員が、設置者の変更後も継続して保育に従事する計画であり、利用者に不利益や混乱が生じないように努める旨報告を受けております。10月入所者へは入園説明の際に丁寧に説明を行うこととなっております。また、在園中の園児については、引き続き同施設に在籍するため、既に、在園児の保護者への説明は行われており、混乱はなく理解いただいているとのことでした。

施設は、船橋日大前駅から歩行距離約400メートルの位置にあります。

最新の令和5年8月1日時点の入所児童数は、1歳児：8名、2歳児：12名、3歳児：13名、4歳児：12名、5歳児：12名、合計：57名となります。

認可定員60人に対し、利用定員は1～2歳が20人、3～5歳が40人の、合計60人での設定を予定しており、現在の「船橋くれよん保育園」から変更はございません。

また、令和5年4月1日時点の市全体の待機児童は、国基準で9名、市基準で308名となり、令和5年4月1日時点の坪井地区の待機児童数は、国基準で0名、市基準で2名となります。

これらは、現在の「船橋くれよん保育園」が定員60名で存在する上での待機児童数であり、待機児童数の観点からも施設としての必要性があるものとして考えております。

なお、ホームページでの本会議の資料の公表に当たりましては、資料3ページ目の表の下に、既存の保育所である「船橋くれよん保育園」を運営する法人が吸収合併されることに伴う運営主体の変更ということが分かるよう追記したものに資料を差し替えさせていただきますので、ご了承ください。

以上が利用定員の設定（案）となります。

### ○横山会長

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いします。オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手上げ機能にてお知らせください。

竹園委員どうぞ。

### ○竹園委員

吸収合併となる経緯のところを、もう少し具体的に伺いたいです。この場合一回廃園になるのか、新規設立という形になるのでしょうか。

昨年、市として初めての廃園というのがあったと思います。

幾つか保育入園課の方にもそういう相談が来ているという話がありましたが、それも最初の再編に関連するものなのか、また何か違った、これ以上利用見込みがないのではないかと、そういうものなのでしょうか。

実際の件数を話せる範囲で教えていただけたらと思います。

### ○保育運営課長

はい。先ずはこの吸収合併の経緯として、株式会社NLN福祉サービスは、当初「株式会社エヌ・エル・エヌ」のグループ法人でありましたが、令和4年度に株式譲渡を行い、「アートチャイルドケア株式会社」のグループ法人の方に切り替わりました。その後グループ法人間の所管事業の整理等の観点から「株式会社NLN福祉サービス」が運営している保育所、小規模保育事業所を「アートチャイルドケア株式会社」の運営に一元化する計画として、吸収合併が計画されたとの報告の方は受けているところでございます。

従いまして一度「船橋くれよん保育園」の方は廃園という形になりまして、新たに「アートチャイルドケア船橋くれよん保育園」として開設というような形になってございます。また、事業譲渡の関係ではございますが、これまで来ているところもやはり経営が厳しいとかいうようなところも聞いておりますが、具体的な件数までは、申し訳ございませんが、不明です。沢山というまではなく、これまでは幾つかあるという状況です。

### ○横山会長

はい、ありがとうございます。

他にご質問ございますか。

それでは、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定」について適当とする意見としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。ありがとうございました。



経営母体が変わるということは、全国的にも相次いでおりますので保育の質について、これからも注意深く見届けていく必要があるかと思えます。

よろしくお願ひします。

### (3) 第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画の令和4年度実績について

#### ○横山会長

続いて議題の3点目、「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画の令和4年度実績について」について、こども政策課よりご説明をお願いいたします。

#### ○こども政策課長

それでは、議題3「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画の令和4年度実績について」こども政策課よりご説明させていただきます。

資料は、資料2及び、A3横の参考資料①、②になります。

第2期計画は、令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間としており、今回は令和4年度の進捗報告となります。

それでは、資料2の1ページをご覧ください。

ここでは、第2期計画の概要を記載しており、こちらは主に、第2期計画の「概要版」から抜粋しています。

上段の「計画で進めていく取り組み」をご覧ください。

第2期計画は、第1期に引き続き『「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とし、基本理念に沿った施策を推進するため、1ページに記載している3つの「基本方針」の視点から12の「基本施策」を推進することとしています。

そして、各々の基本施策の中心的、代表的な「主な取組」について、参考指標を設定し、進捗状況を確認していくこととしています。「目標値」ではなく「参考指標」としているのは、例えば相談件数のようにその増減の是非を単純に評価できない指標等もあるためです。また、国の制度等に則って進めていく事業や、数値化して参考とすることが難しい取組等もあるため、「主な取組」や「参考指標」のない基本施策もあります。

続いて、下段の「子ども・子育て環境の整備」をご覧ください。

子ども・子育て支援法や法に基づく基本指針において、需要量の見込みである「量の見込み」と、「量の見込み」に対応する今後の提供体制の確保の内容と実施時期の見込みである「確保方策」を設定するよう求められている事業があります。1つ目が、乳幼児期の教育・保育を提供する「教育・保育」事業で、2つ目が、すべての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う「地域子ども・子育て支援事業」です。

2ページ以降に、上記の「主な取組」「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」の令和4年度実績を記載しています。

資料の2ページから14ページに、基本施策の「主な取組」について、計画に記載し

ている事項と、令和4年度実績値、令和4年度の実施状況を記載しています。

令和4年度実績の傾向として、例えば3ページの基本施策2「子どもの居場所づくり」中段の表の主な取組「●放課後の居場所づくり」の指標「放課後子供教室（船っ子教室）の延べ利用者数」や、4ページの主な取組「●子どもの遊び場や活動の場づくり」の指標「児童ホームの来館者数」のように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行い、制限を徐々に緩和しながら、事業を実施し、令和3年度よりも実績を伸ばした事業がございます。

また、11ページの基本施策8「ひとり親家庭等の自立支援の推進」上段の表の主な取組「●相談機能の強化・情報提供の充実」の指標「母子・父子自立支援員による相談件数」において、件数の増加が見られます。

続いて15ページをご覧ください。

15ページから24ページにかけて、幼稚園や保育所、認定こども園により就学前の児童に教育・保育を提供する「教育・保育」事業について、年齢区分ごとに計画に記載している事項と、令和2年度から5年度までの実績を記載しています。

この「教育・保育」の1号、2号、3号については、各年度当初時点を実績値としているため、すでに令和5年度まで実績値が把握されています。

15ページをご覧ください。共働き家庭等で保育を必要とする3～5歳の児童「2号認定子ども」の需要と、それに対応する保育の受け入れ枠の確保状況を記載しています。

上段の「■計画値■」「市全体」の表の令和5年度の「推計児童数」が「16,656人」、利用率が「50.2%」であるのに対し、その下「■実績値■」の表の令和5年度の「児童数」は「14,845人」、「利用率」は「49.1%」となっており、児童数も保育の利用率も見込みより実績が低かったということを示しています。

計画値における量の見込みを見てみますと、令和5年度では「8,361人」となっておりますが、需要実績は「7,282人」となっています。

確保数は、計画値では令和5年度で「8,825人」となっておりますが、確保実績は「8,067人」となっています。

また、需要数に対しての確保数（B-A）の実績、つまり、どれだけ確保できたかは、プラス785人となっています。

このことから、需要数、確保数は計画を下回っていますが、実際の保育ニーズには対応出来ていることが分かります。

続いて、18ページをご覧ください。共働き家庭等で保育を必要とする1、2歳の児童「3号認定子ども」を見てみると、上段の「■計画値■」「市全体」の表の令和5年度の「推計児童数」が「10,253人」、利用率が「56.4%」であるのに対し、その下「■実績値■」の表の令和5年度の「児童数」は「8,928人」、「利用率」は「57.6%」となっており、児童数は見込みよりも低いものの、保育の利用率は見込みを実績が上回ったということを示しています。

計画値における量の見込みを見てみますと、令和5年度では「5,783人」となっておりますが、需要実績は「5,141人」となっています。

確保数は、計画値では令和5年度で「5, 721人」となっておりますが、確保実績は「5, 101人」となっています。

また、需要数に対しての確保数(B-A)の実績は、マイナス40人となっています。

令和4年度に小規模保育園を3園開設(ひなぎく、スクルド、プリスクール木の実)にて49名分の定員を確保し、定員の増減や事業の廃止を含めると計32人の確保数増となりましたが、利用率の伸びもあり、1・2歳については市全体として供給が足りないという実績になりました。

続いて、21ページをご覧ください。0歳の児童「3号認定子ども」を見てみると、上段の「■計画値■」「市全体」の表の令和5年度の「推計児童数」が「4, 855人」、利用率が「22.7%」であるのに対し、その下「■実績値■」の表の令和5年度の「児童数」は「4, 092人」、「利用率」は「18.5%」となっており、児童数も利用率も見込みより実績が低かったということを示しています。

計画値における量の見込みを見てみますと、令和5年度では「1, 102人」となっておりますが、需要実績は「756人」となっています。

確保数は、計画値では令和5年度で「1, 504人」となっておりますが、確保実績は「1, 316人」となっています。

また、需要数に対しての確保数(B-A)の実績は、プラス560人となっています。

3号認定の0歳については、「2号認定子ども」と同様に、需要数、確保数が見込みを下回っていますが、実際の保育ニーズには対応出来ていることが分かります。

2号認定子ども、3号認定子どもの実績値全体の傾向としては、前年度に比べ児童数は減少しているものの、利用率は伸びており、コロナの影響が少し弱まったのかなと推測しています。

令和5年4月1日の保育所待機児童の状況等と合わせた詳細は、参考資料①、②にて後ほどご報告します。

続いて25ページをご覧ください。

25ページから43ページにかけて、すべての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う「地域子ども・子育て支援事業」(13事業)について、計画に記載している事項と、令和4年度実績、令和4年度の実施状況を記載しています。

令和4年度実績の傾向として、30ページの(4)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)、35ページの(8)一時預かり事業、42ページの(10)ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)などで実績値を伸ばしており、33ページの(7)地域子育て支援拠点事業のように、令和2年度、3年度にあった新型コロナウイルス感染症の影響による休館もなく、おおむね計画どおりに事業運営できた事業もごございます。

令和2年からのコロナ禍において、事業の実施にあたり、感染拡大防止対策を行いながら実施する、もしくは事業を休止する、あるいはそもそも施設自体を休館するなど、事業実績への影響への大きい出来事が続きましたが、徐々に規制が緩和された事により、コロナ禍前の状態に徐々に戻りつつあると考えられます。

続きまして、地域子ども・子育て支援事業の特徴的な事例として、放課後児童健全育成事業の説明をさせていただきますが、説明の前に、地域子育て支援課より、28ページから29ページの(3)放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)の実績値について、ご報告がございます。

## ○地域子育て支援課長

地域子育て支援課よりご説明させていただきます。

28ページをご覧ください。

「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画」の「地域子ども・子育て支援事業の進捗確認シート」の「(3)放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)」について、数値の訂正および変更がございますので、ご報告いたします。

1点目は、前回会議にて報告させていただきました、28ページの「実績値の表」でございます。令和2年度から令和4年度までの需要実績に「待機児童数」を含めるところ、実際に放課後ルームを利用できていた児童のみの数字となっております。そのため、28ページの「実績値の表」には、令和2年度から令和5年度の数値全てに利用人数と、待機児童数を加えた数値に修正いたしました。

原因は、利用児童数に、待機児童数を足しあげるのを失念したところと、提出時の確認不足がありました。申し訳ございませんでした。

2点目は、同じく28ページの需要実績の基準日を5月と設定していたところ、第1期計画と同様に4月に設定を変更しました。

原因は、毎年厚生労働省に報告する基準日が5月であるため、同様の基準日と職員が錯誤したことによります。申し訳ございませんでした。

## ○こども政策課長

それでは、放課後児童健全育成事業の説明をさせていただきます。この事業は、就労等で保護者が昼間いच्छゃらない児童が放課後を過ごす、いわゆる学童保育でして、本市では放課後ルームと呼んでいます。

放課後ルームにつきましては、令和3年度は塚田南小学校が開校したため、塚田南小学校に4施設、坪井小学校に1施設の合計5施設を増設しました。

また、令和4年度は、飯山満小学校に1施設を増設しました。

■計画値■の市全体のところを見ていただきたいのですが、量の見込みの令和5年度は、6,143人と見込んでおり、次ページの■実績値■を見ますと、ほぼ計画通りの6,106人の需要実績がございました。一方で、確保方策については、■計画値■で6,310人と計画していたものは、実績としては5,727人と、計画を下回る整備状況となっており、整備が追いつかず待機が発生している学校もあるという状況となっております。

待機児童が多く発生している学校は余裕教室が無いことや、校庭にも放課後ルームをつくる場所が無いことなどから、整備が進んでおりません。

今後は、教育委員会や学校と協議しながら、図書室やコンピュータ室などの特別教室

を活用して待機児童を減らせるよう検討を進めてまいります。

資料2の説明は以上です。

## ○こども政策課長

続きまして、市内全体及び5地域ごとの状況を説明させていただきます。

A3横の参考資料①、②をご覧ください。

参考資料①、②は、各年4月1日の教育・保育の状況をお伝えする際の参考として、就学前児童数や施設数、定員数、待機児童数等の状況を地図や表、グラフに整理したものです。

子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に進め、進捗を管理するための「提供区域」を設定することになっています。

本市の第2期計画では、第1期計画に引き続き、5つの行政ブロック（南部、西部、中部、東部、北部）を提供区域としており、参考資料①は市全体の状況を、参考資料②は提供区域ごとの状況を示しています。

それでは、参考資料①、市全体のシートをご覧ください。

【就学前児童数】については、年々減少傾向にあり、令和5年度は27,865人となりました。地区別では、西部、東部に多くの児童がいます。

その下、【保育需要数】をご覧ください。市内の認可保育所や認定こども園、小規模・家庭的保育事業の利用者数、すなわち入所児童数は年々増加しており、令和5年度は13,298人となっています。

本市の待機児童数については、推移の緑色のグラフのとおり、令和2年度に突出しておりましたが、特に、国基準の待機児童数は令和2年度では200人近くだったものが、令和4年度に28人、令和5年度に9人となりました。

一方で、市基準待機児童数については、令和2年度に519人だったものが、令和3年度に261人、令和4年度に283人、令和5年度に308人となり、ここ3年はほぼ横ばいで推移しています。

左下の需要数のグラフをご覧ください。

入所児童数と待機児童数を合わせた保育需要数も増加傾向にあり、令和5年度は13,606人となり前年度より増加しました。お隣の折れ線グラフをご覧ください。児童数に占める保育需要数の割合である保育需要率は全ての年齢層で前年度よりも上昇いたしました。

【施設の整備状況】の上から2つ目の表の右側、市全体のところをご覧ください。

令和4年度は、幼稚園から認定こども園への移行が1か所、小規模保育所の開設が3箇所あり、保育の受け皿である2号・3号の認可定員は、82人分が整備されました。

続きまして、参考資料②をご覧ください。令和5年4月1日現在の5地域ごとの状況になります。

まず1枚目、南部地域のシートをご覧ください

船橋駅を中心とした地域です。

南部地域の就学前児童数は減少傾向にあり、地区コミュニティごとの内訳としては宮本地区に多くの児童がいます。

保育需要数は令和4年度から5年度にかけてほぼ横ばいの状況です。

右側の図を見て頂きますと、船橋駅があり他地区からの流入の多い本町地区、東部地域に近い宮本地区にある施設で、市基準待機児童が多くなっている状況となっています。

1枚めくって頂いて西部地域のシートをご覧ください。

こちらは、乗り換え駅である西船橋駅があり、多くの鉄道路線・駅のある地域です。

就学前児童数は減少傾向にあり、地区コミュニティごとの内訳としては塚田地区に多くの児童がいます。保育需要数は増加が続いていますが、令和4年から5年にかけては伸びがゆるやかになりました。

右側の図をご覧ください。鉄道駅周辺を中心に、待機児童のいる施設が散在しており、5ブロックの中で最も多くの市基準待機児童が発生しています。

続いてもう一枚めくっていただいて、中部地域のシートをご覧ください。

こちらは、鉄道路線・駅がほとんどない地域です。

就学前児童数は減少傾向にあり、地区コミュニティごとの内訳としては夏見地区に多くの児童がいます。

保育需要数は他の地域と異なり、若干ではありますが、減少傾向にあるのが、この地域の特徴です。こうしたことも相まって、右側の図を見ても分かる通り、全体的に待機児童のいる施設は少なくなっています。ただ、夏見地区、新高根・芝山地区では待機児童のいる施設が散見されるという状況になっています。

続いてもう1枚めくっていただいて、東部地域のシートをご覧ください。

こちらは、津田沼駅が近く、乗り換え駅である北習志野駅のある地域です。

就学前児童数は減少傾向にあり、地区コミュニティごとの内訳としては前原地区と習志野台地区に多くの児童がいます。

保育需要数は令和3年度以降増加傾向にあります。

右側の図を見て頂きますと、全体的に待機児童のいる施設が散在していますが、特に津田沼駅から近い前原地区にある施設で待機児童が多くなっている状況となっています。

最後に、もう1枚めくっていただいて、北部地域のシートをご覧ください。

こちらは、鉄道路線・駅が少ない地域です。

就学前児童数は減少傾向にあり、地区コミュニティごとの内訳としては三咲地区に多くの児童がいます。

保育需要数は年々増加傾向にあり、特にここ1年、令和4年度から令和5年度にかけて伸び率が大きくなっています。

右側の図をご覧ください。二和向台駅周辺にある施設で、待機児童が多くなっている状況となっております。

参考資料①②の説明は以上です。

#### ○横山会長

ありがとうございます。

#### ○事務局（こども政策課長補佐）

議事の途中ですが、尾木様が、お見えになったのでご紹介させていただいてよろしいでしょうか。

日本青年会議所教育部会シニア・副会長 尾木 修介（おぎ しゅうすけ）様でございます。

#### ○横山会長

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いします。

オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手上げ機能にてお知らせください。

#### ○竹園委員

基本的なところをお聞きしたいですけれど、最初の船橋市の基礎分類がありますが、ずっと形を変えていないのでしょうか。

#### ○こども政策課長

行政ブロックのことでよろしいでしょうか。私の記憶している限りでは、この区域は長らくこの5ブロックのままです。

#### ○竹園委員

私は、習志野台に住んでいて、中学校になると子どもは坪井に行くような感じになるので、どの地域の方もあると思うのですが、坪井が東部ではない事を疑問に思ったので、お伺いしました。

もう1点ですが、需要実績は、理解としては国基準での数え方を需要実績としているのでしょうか。

#### ○こども政策課長

実績値のところの需要実績でよろしいですね。

ここについては、5区行政ブロックでまとめておりますが、例えば、北部地域の中に住んでいる子どもの数で、保育所等を希望した方として、国基準でなく市基準待機ということになります。

## ○竹園委員

実際に出し方として、市の基準等を一切関係なく理解して良いでしょうか。

例えば保育需要数を計るときに、待機児童数の市の基準は含まれているというお話がありました。これは、それで理解できます。

資料2の15ページ以降の市全体利用の量の見込み、実績値の利用実績には単純に入ったという理解で良いでしょうか。

## ○こども政策課長

ここについては、例えば、15ページの令和5年度の需要実績7,282人というところの内訳として、4月1日時点の入所児童数に市の待機を加えております。更に市内のこどもで市外の保育所に入っている子どもの数までカウントされた数字になっております。

## ○竹園委員

例えば国の基準だけを見たときには、需要数がもう少し減る可能性があるということでしょうか。

例えば希望して定員としてはおそらく入れるけれど、希望しなかったがゆえに待機になってしまった人が市基準で、今年度の約300について、数字の入れ方がよくわからないのですが、市基準を減らせば需要実績が減る可能性があるのでしょうか。

## ○こども政策課長

需要実績の7,282人から、ここに市基準待機が入っているので、その数を減らせば減るという考え方です。

## ○横山会長

はい。ありがとうございます。他にご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

では。令和5年度もそれぞれの事業が船橋市の子どもの幸せに繋がり、成果があげられますように引き続いてよろしく申し上げます。

## (4) 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施について

### ○横山会長

続いて議題の4点目、「船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施について」について、こども政策課よりご説明をお願いいたします。

### ○こども政策課長

それでは、議題4「船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施について」説明させていただきます。

はじめに、アンケート調査全体に関わることを説明させていただき、次に、各調査票



の骨子案についてご説明させていただきたいと思います。

資料は「資料3-1」です。

1ページをご覧ください。まず、アンケート調査を実施する背景や目的をご説明させていただきます。

現行の第2期子ども・子育て支援事業計画ですが、令和2年度からの令和6年度までの5か年計画となっております。こちらが来年度末に期間満了を迎えることから、今年度と来年度の2か年で令和7年度からの新たな計画を策定していきます。

次期計画の策定にあたっては、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」の内容に加えて、これまで個別に策定していた「ひとり親家庭等自立促進計画」「子どもの貧困対策計画」を統合し、一つの計画として策定いたします。

今回のアンケート調査は、この新たな計画策定の基礎資料として必要となるため、実施するものです。

主な内容として、「子ども・子育て支援事業計画」に関する部分としては、保護者に対して教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等の利用意向を調査し、次期計画期間における需要量である「量の見込み」やそれに対する「確保方策」の設定をしていくものです。

「ひとり親家庭等自立促進計画」及び「子どもの貧困計画」に関する部分としては、子どものいる世帯のおかれる状況・所得の違いによる生活状況と施策のニーズを調査し、計画の方向性及び今後の施策の検討を行ってまいります。

2ページをご覧ください。「子ども・子育て支援事業計画」に関する内容について、「量の見込み」の基本的な考え方をご説明いたします。

「子ども・子育て支援事業計画」は、国が示している計画の基本指針に基づき策定しているものになりますが、「量の見込み」の設定に関して、基本指針の中で、「現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査を実施することによって、見込み量を推計し、具体的な目標設定を行う」ということが求められています。

このアンケート調査による量の見込みを算出する項目につきましては、今の計画と同様になります。「1. アンケート調査により量の見込みを設定する予定の項目」「(1) 教育・保育」は、1号、2号、3号の支給認定区分ごとに見込み量を設定し、「(2) 地域子ども・子育て支援事業」は、ここに記載している事業の見込み量を設定していくこととなります。

「2. 量の見込みの算出方法」につきましても、今の計画と同様に、アンケート調査の結果などをもとにし、量の見込みの標準的な算出方法を示した「国の手引き」に基づき、算出していくこととなります。

一番下の点線内に書かせていただいている部分をご覧ください。

第1期計画や第2期計画策定時において、国より量の見込み算出のための手引きが示されましたが、今回も第3期計画策定に向けた改正が行われる見込みです。

今年度前半を目途に改正が行われる予定とのことで、現時点ではまだ示されていない状況ですが、改正された手引きが示されましたら、調査項目も含め必要な対応をさせていただきます。

続きまして、3ページをご覧ください。「ひとり親家庭等自立促進計画」及び「子どもの貧困対策計画」についてです。

まず、「ひとり親家庭等自立促進計画」について、こちらはひとり親家庭等の生活の安定と向上のため、自立支援を総合的に推進する計画です。現行の計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と同様に令和2～6年度を計画期間としており、来年度末に期間満了いたします。現行計画は第4次の計画となっております。

次に「子どもの貧困対策計画」についてですが、こちらは子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないことがないように、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進する計画です。本市におけるこれまでの貧困対策の推進の状況ですが、平成30年度に「子どもの生活状況調査」を実施し、明らかになった課題について、本市の基本理念やめざす姿を示しました。

また「親子のしあわせ応援プロジェクト」として令和2年3月に策定し、関連施策の推進を図っているところです。

これらの計画は子ども・子育て政策に係る計画として子ども・子育て支援事業計画と関係が深いため、一体のものとして策定いたします。

次に、4ページをご覧ください。続きましてアンケート調査の対象についてです。

アンケート調査は、大きく分けまして「保護者向けアンケート調査」と、次ページに記載の「子ども向けアンケート調査」がございます。まず、「保護者向けアンケート調査」についてご説明させていただきます。

表の一番左、調査対象ですが、就学前子どもの保護者、小学生の保護者、中学生から高校生の保護者、ひとり親世帯で就学前から高校生の子どもの保護者、母子健康手帳交付者、こちらは第1子ですので初妊婦になります。前回の計画策定時には、就学前子どもの保護者、小学生の保護者、母子健康手帳交付者に対し調査を実施しておりました。

中学生から高校生の保護者とひとり親世帯の保護者については、「ひとり親家庭等自立促進計画」と「子どもの貧困対策計画」の統合により、合わせて実施するものです。

主に住民基本台帳から無作為抽出となりますが、ひとり親世帯の保護者は、全数調査となります。また、母子健康手帳交付者には、手帳交付時にアンケートのお願い文をお渡しし、同意を得られた方に回答いただく予定です。

次に、5ページをご覧ください。子ども向けアンケート調査の対象です。この子ども向けアンケートは今の子ども・子育て支援事業計画策定時には実施しておらず、今回新たに行うアンケート調査です。「ひとり親家庭等自立促進計画」と「子どもの貧困対策計画」の統合に加え、こども基本法の趣旨をふまえ、子どもの声を直接聴取するため、実施するものです。表の一番左、調査対象ですが、小学校5・6年生、中学生及び高校生、またひとり親世帯の小学5年生～高校3年生となります。なお、保護者調査と同一世帯の子ども1名を調査対象といたします。

ページ下部の「調査内容について」の部分をご覧ください。第2期計画策定時との主な変更点を記載しております。

①新たに追加する項目・調査対象等についてですが、前述したとおり、まず国から手引きの改正が示された場合に、その内容を反映いたします。2つ目、これも前述したとおり「ひとり親家庭等自立促進計画」、「子どもの貧困対策計画」に係るアンケート調査

の設問を追加します。また、それに合わせて3つ目、中高生保護者調査、ひとり親調査、子ども調査を新たに行うものです。また、4つ目は、インターネット上の回答フォームの追加です。前回の調査時は紙での回答のみでしたが、回答者の利便性と回収率の向上のため、インターネット上の回答フォームを作成し、紙とインターネット上どちらでも回答していただけるようにいたします。

②削除する項目・調査対象については、1つ目、計画策定に不要な設問の削除です。今回計画の統合にあたり、この調査票がかなりボリュームのあるものとなっておりますので、前回量の見込みの算出や計画上の施策の検討に直接活用しなかったデータなどを精査し、不要な設問を削除いたします。

また、2つ目になりますが、前回計画策定時に実施しておりました事業所調査については、今回実施しない予定です。こちらについては、のちほど別途資料でご説明させていただきます。

続きまして、アンケート調査のスケジュールについて、6ページをご覧ください。

赤字の部分、12月頃の調査実施に向けたスケジュールということになりますが、まず本日、調査票の骨子案について、ご審議をいただきまして、意見などを踏まえ、9月中に修正を行います。

そして、10月末から11月頃に次回の子ども・子育て会議を予定していますので、そこで調査実施前の調査票案をお示しし、最後のご意見などをうかがいまして、調査票を確定させていくといったスケジュールを予定しています。

調査実施後は、順次、集計結果の分析等を行いまして、実際の量の見込みの設定に向けた検討を進めていきます。

また、調査結果の公表については、市ホームページなどで、3月頃を目途に行っていきたいと考えております。

では最後の7ページに現時点での2ヵ年全体のスケジュールを書かせていただきましたのでご覧ください。

今年度の大きなものは、アンケート調査の実施になりますので、それに向けた検討を進めていき、2月に調査結果の速報値の報告となります。

来年度につきましては、実際に計画を策定していく年になりますので、委員の皆様方には、年度当初は計画の施策体系に関して、8月頃から量の見込みや確保方策、計画の素案に関してご意見をうかがっていき、3月の計画策定に向けて審議を進めさせていただきたいと考えております。

子ども・子育て会議につきましては、今年度は、本日本と10月末～11月頃と2月の計3回。来年度は、5月に1回、8月～11月にかけて2～3回、そして2月に1回、全部で年4～5回の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、資料3-2、「事業所調査について」ご説明させていただきます。まず、資料の1ページ目をご覧ください。前回は、ワーク・ライフ・バランスの観点や、計画の基本施策12の「仕事と家庭の両立支援の推進」のために、事業所調査を行っていました。実際に計画に使用したのが、記載の設問と円グラフです。こちらは、女性の働き方についての調査項目になっています。

めくっていただき2ページをご覧ください。こちらは、ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意向についての設問です。

事業所調査については、この2問のみが計画策定に使用した部分であり、また、実際に使用した調査結果としては、あえて事業者には聞かなくとも、就労している保護者自身に聞けば把握が可能な内容です。

こうしたことから、矢印の下ですが、保護者調査の設問の中で、必要な選択肢を用意し、実態を把握することとして、事業所調査を行わないという形で考えております。

3ページに、事業所調査を行わずにどのような設問で、実態を把握するのかということに記載しています。

問○という設問をみていただくと、これで育児休業を取得したのかどうか把握できます。

その下、問◎をみますと、この設問で、育児休業を取得していない理由がわかります。

4ページ目、問△で、育児休業の取得後の状況を把握します。

その下、問□で、仕事と子育ての両立支援のために必要なことを把握したいと考えています。

5ページをご覧ください、これまでの事業所調査では従業員の在籍状況を把握するという視点となり、就労・育休に対する意識等を把握することが難しいという課題がありました。保護者に直接お聞きすることで育児休業の取得状況、取得後の状況、育児休業を取得できていない場合の実態、仕事と子育ての両立のために必要と考えていること等、労働者としての就労状況にとどまらない実態把握が可能となると考えています。

これらの調査結果を、計画の基本施策12の「仕事と家庭の両立支援の推進」に現状として記載することを考えています。

6ページ以降は、前回の調査票で計画に使用しなかったものに斜線を入れてますので、参考までに目を通していただければと思います。

ここまでは、アンケート調査の全体についてお話してまいりましたが、ここからは、各アンケート調査票の骨子案について、ご説明いたします。

今回お示しする骨子案のつくりについてご説明いたします。お手数ですがもう一度、資料3-1の4ページをご覧ください。アンケート調査の対象のページになります。

先ほどご説明しましたように、対象は就学前こどもの保護者、小学生保護者・中高生の保護者、ひとり親の保護者、母子健康手帳交付者、5ページにいて小学5・6年生の子ども、中高生の子ども、ひとり親世帯の子どもなどといったように、調査対象が複数あり、その対象ごとに、うかがう内容が変わってくることから、実際に調査を行う段階では、それぞれの対象ごとにアンケート調査票を作成いたします。ただし、大きな部分では設問が重複することも多いことから、今回の子ども・子育て会議においては、メインとなる調査票をお示ししながら説明させていただきます。

まず、資料4をご覧ください。就学前児童保護者向け調査の骨子案になります。

今回お示しいたします調査票の骨子案は、調査の内容を記載しているものであり、より回答者から見て答えやすいレイアウトや、次に回答する設問への誘導については、今

後デザインとともに検討してまいります。ですので、今回はデザインではなく内容についてご意見をうかがえたらと思っております。

この骨子案ですが、各設問の左側に「子」「貧」「ひ」といったマークがついております。これは各設問が、どの計画にかかる設問かを示しております。

また、各設問の右側に「就・小・中高・母」と記載しておりますのは、同じ設問を聞く調査対象を示しております。「就・小・中高・母」と記載がある設問は「就学前保護者」「小学生保護者」「中高生保護者」「母子健康手帳交付者」に同じ内容の設問を記載する、という意味でございます。

次に「新規」や「変更」のマークになります。「新規」は今回の調査で新たに追加する設問になります。

「変更」は、前回の設問から選択肢の追加や、聞き方を変更した設問となります。

表記のない設問は前回調査時と同様です。なお、これらは子ども・子育て会議の資料上掲載しているものであり、調査票をお送りする際は削除いたします。

2ページ・3ページをご覧ください。こちらは、アンケート調査の表紙です。今回は前回のアンケート調査のものをそのまま載せているところですが、全体のデザインとともに再検討を行ってまいります。

4ページです。ここから各設問になります。一つ一つの設問ごとに、内容をご説明することはお時間の都合上出来ませんので、章ごとにまとめてどういった趣旨でうかがうものなのか、ご説明いたします。

(1) 世帯の人数や年齢等については、お住まいの地区や、お子さんや親の年齢、ご家族の構成などをうかがうものです。子ども・子育て支援事業計画策定にあたっては、5ブロックに設定しております提供区域ごと、またお子さんの年齢区分ごとに量の見込みを算出していく必要がございますので、こういった設問を設けているところです。

続いて5ページ中段、(2) お子さんの生活については、子どもの食生活、共食に関する設問と子どもの体験等についてうかがっています。各世帯の経済状況等により、その格差があるかどうかを把握し、計画策定に役立てていく予定です。

7ページ下段、(3) 学校生活や教育についても、主目的としては各世帯の経済状況等により、学校生活や進学先への影響があるかを確認する設問となっております。

8ページ中段、(4) 家庭での生活については、主に子育てを取り巻く家庭の現状を把握するものです。子育てや教育に関して、どこから情報を得ているのか、知りたい情報は何なのか、困ったときに頼れる人がいるのか、といった当事者の状況を伺います。また、現状の保護者の悩みや気持ち、具体的な支援策についてうかがうことで、計画を策定していくに当たって必要な、子育て世帯を取り巻く状況をより把握できると考えております。

14ページ、(5) 世帯の状況について、世帯員の状況や子どもの親の経験等をうかがう設問を設けております。これは、どういった家庭環境下で養育されているか、また、親の体験が子に及ぼす影響についても把握していく必要があると考えているからです。

16ページ、(6) あて名のお子さんの保護者(父母)の就労状況についてです。こちらは保護者の方の現在の就労状況と、今後希望する就労状況を伺うものです。量の見込みの算出にあたっては、フルタイム、パートタイムなどの保護者の希望する働き方、希

望する就労日数、就労時間などから、希望家庭類型を算出し、量の見込みを算出していきます。

20ページ、(7)家計の状況については、世帯の経済状況について問う設問です。支援制度についてもうかがっており、その認知度や運用について調査結果を踏まえ検討していきます。

22ページ、(8)平日の日常的な施設等の利用について、こちらは主に就学前児童の保護者と母子健康手帳交付者に回答いただく部分です。幼稚園、認可保育所・認定こども園、小規模保育事業などの施設の一覧から、現在利用している施設を伺うとともに、今後利用したい施設の希望を伺うものです。こちらの設問から、施設・事業の利用意向率を算出し、量の見込みを算出していきます。なお、赤字、見え消しで削除されている設問がございますが、こちらは前回アンケート調査の後に始まることになっていた幼児教育・保育の無償化をふまえ、無償化に伴う施設等の利用希望や就労への影響を把握するため追加したものでしたので、今回は削除させていただきます。

24ページ中段、(9)土曜・休日や長期休暇中の施設等の利用については、土曜・休日や、夏休み・冬休みなどの長期休暇中における、幼稚園や保育園のような施設の利用についてうかがうものです。

25ページ、(10)病気やケガの際の対応については、お子さんの健康状態や病院の受診の状況を伺います。また、幼稚園や保育園のような施設を利用している方に対しては、病児保育の利用状況として、お子さんが病気やケガの場合にどのように対応したか、病児保育を利用できないことはあったか、また利用しなかった理由などを把握し、病児保育のニーズを測ってまいります。

28ページ、(11)一時預かりなどの利用について、この章では私用、保護者や家族の通院、就労などの目的で一時的にお子さんの預かりを行う一時預かりなどの利用について伺うものです。一時預かりの利用希望や、泊まりがけで家族にみてもらわなければならなかった状況などから、一時預かり事業や、子育て短期支援事業のニーズの算出に活用していきます。また、29ページ下段の問47は新規の設問になりますが、こちらは国の方で「こども誰でも通園制度」の創設が掲げられていることに合わせて、保育の必要性の有無を問わない預かりの利用について、利用の希望を伺うものです。

続いて30ページ、(12)地域の子育て支援事業の利用についてです。

地域の子育て支援事業とは、親子が集まって過ごしたり、育児相談や地域の子育て情報を知ることができる事業のことをいい、子育て支援センターや児童ホームがこれにあたります。これらの認知度や現在の利用状況、今後の利用見込みを伺うものです。

31ページの間49は、設問削除としましたが、こちらは市が行っている各事業の認知度や利用状況などを聞いたものです。量の見込みの算出とは直接関係がないことから、回答者の負担軽減のため、今回は削除させていただきました。

続いて33ページ、(13)小学校就学後の放課後の過ごし方について、こちらは就学前児童保護者調査では5歳以上のお子さんをお持ちの方に、小学校入学後の放課後の過ごし方の希望を伺います。放課後児童健全育成事業のニーズの算出に活用するものです。

続いて34ページ、(14)育児休業、職場の支援制度について、こちらは資料3-1の事業所調査のご説明でも触れさせていただきましたが、育児休業の取得状況や、育児

休業を取得しない理由、仕事と子育ての両立のために必要なことを伺うことで、ワークライフバランス推進の現状を把握していきます。また、実際の育休の取得した時期や、希望の取得時期から、教育・保育のニーズを算出していきます。

続いて、38ページ、(15)子育て環境や支援についてです。船橋市における子育て環境や支援の満足度や、子育てをする上で感じることを伺うことで、保護者の方の子育てや子育て環境に関する現状を把握する内容となっております。また、子育てがしやすい環境が作れているのか、さらなる推進が必要とされている施策を把握することで、現行計画の評価にも繋がる章となっております。

資料4.「就学前児童調査票 骨子案」については以上になります。

続いて、資料5「小学生・中高生保護者調査」です。

こちらは、只今ご説明しました就学前児童の調査票をベースに、小学生・中高生保護者調査でのみ記載する設問のみ、抜粋しました資料になります。

各設問に記載のマークについては、先ほどの就学前児童調査と同様です。

4ページをご覧ください。(1)世帯の人数や年齢等については、小学生のみ、宛名のお子さんの学校名・学年を記入していただきます。これは、放課後児童健全育成事業のニーズの算出にあたり、より細かな分析を可能とするためです。

(2)お子さんの生活については、宛名のお子さんの現在の修学等の状況を記入いただくとともに、学校以外の場での勉強時間、学校の成績などを伺います。

6ページをご覧ください。(3)放課後などの過ごし方については、放課後や土曜、日曜、祝日、夏休みなどの長期休暇中の過ごし方について、現状の居場所を把握するとともに、利用希望を伺うものです。就学前児童調査にくらべ、放課後などの過ごし方についてより重点的にうかがっております。

続きまして、資料6 母子健康手帳交付者調査です。

こちら、母子健康手帳交付者のみに聞く設問を抜粋した資料となります。こちら、各設問に記載のマークは他の資料と同様です。

4・5ページをご覧ください。初妊婦の母子健康手帳交付者ということで、妊娠経過や、妊娠・出産に関する必要な情報が得られているのか、また今後得たい相談先などを伺い、妊娠出産に際しての情報提供や相談先についての現状を把握する設問を用意しております。

資料6については以上となります。

資料7をご覧ください。

こちらは、ひとり親の保護者の骨子案になります。

子ども・子育て支援事業計画としては今回初めて実施するアンケート調査ですので、マークの表記はどの計画に係る設問かの表記のみとなっております。

ひとり親調査の項目は、一般世帯の保護者調査でも聞いている設問と、ひとり親独自に聞いている設問がございます。

一般世帯の保護者調査でも聞いている設問については、一般世帯の回答とひとり親の

回答を比較することにより、ひとり親世帯が抱える悩みや困難を把握し、自立を促進するために必要な支援の推進に役立てていきます。

該当する設問としては、4ページから6ページの(1)お子さんの生活についてや、7ページから9ページの(2)学校生活や教育について、9ページから12ページの(3)家庭での生活についてが該当します。

続きまして、ひとり親調査独自の設問をご説明します。16ページをご覧ください。

ここから18ページまで、転職希望や副業などの状況について、就業や転職により収入を安定的に確保できるよう、支援の検討のため把握いたします。

20ページをご覧ください。

ここから24ページまで、養育費や面会交流などの状況について、子どものすこやかな成長と安定した生活を確保するために重要であることから、養育費を適切に受け取ることができるような支援について検討するため、養育費・面会交流に関する状況を把握いたします。

資料7.「ひとり親世帯(保護者)調査 骨子案」については以上になります。

資料8をご覧ください。

子ども向け調査の骨子案になります。

こちらも、子ども・子育て支援事業計画としては今回初めて実施するアンケート調査ですので、マークの表記はどの計画に係る設問かの表記のみとなっております。

4ページをご覧ください。

(2)ふだんの生活については、健康状態や放課後等の過ごし方などの本人の生活実態についてうかがい、他の設問との回答内容のかけ合わせ等を行うことで、それぞれの属性ごとの傾向を把握いたします。

また、6ページ下段の問11-1では、放課後と休日の子どもの過ごし方の希望を伺う事により、子ども・子育て支援事業計画の基本施策2「子どもの居場所づくり」の子ども自身の意見を伺います。

7ページ、(3)学校や勉強については、学習や生活の支援に関する施策のため、学校生活や学習の状況を把握いたします。

11ページ、(4)友達や家族、あなたの考えについては、子どもの相談窓口や居場所支援、自己肯定感や幸福感の向上に資する施策の検討ため、子どもの思いを把握いたします。

また、14ページ、15ページの間29、30は、子どもの意見表明に係る設問です。

こちらは、令和5年4月に新たに施行された「こども基本法」に基づき、設けたものです。こども基本法では、子どもが思った事を、大人や国、市に伝える権利があるとされていますので、意見表明の現状と希望を子ども自身に伺います。今回の計画策定に直接関わる部分ではありませんが、子ども自身への調査の良い機会として、調査項目に加えて頂きました。

議題4の説明は以上です。



## ○横山会長

ありがとうございました。

沢山ありましたけれども、事前に目を通していただいているかと思います。

より、良いアンケートになりますように皆様のお知恵を拝借したいと存じます。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いします。

オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手上げ機能にてお知らせください。

## ○竹園委員

質問項目を拝見していると、非常に今の社会問題とか、子どもを巡る状況というのが納得させられる点が非常に多かったです。

そして、3点ほどありまして、まず国の手引きはこれから出ると思うのですが、それによって、内容が変わることがあるのでしょうか。

次に、項目について、国からある程度の指針が出ているのか。それが2点目です。

3点目については、他市の状況についてです。例えば市川市とか隣接する市との状況と比べて、船橋市の独自色が、今回の調査にあたって、でてきたところがあれば知りたいと思いました。

## ○中原委員

今のご質問の視点に関わるので追加でお尋ねしてもよろしいでしょうか。

大量な情報を伺い、十分に整理できていないところもあるのですが、第3期の子ども・子育て支援事業計画を立てるために、データを収集するということでお考えでしょうか。

第3期は令和7年度から5年間ですが、おそらく第2期を考えた時も、今の状況を想定出来ない時期に5年間の計画を立てたと言う思いがあります。

竹園委員の方からご質問もありましたけれど、国がここから3年間は、とにかく大胆支援策を講じるという姿勢を示している状況の中で、それが船橋市としてどのくらい見えていて、今これに反映されているのか。まだ余り見えてこないけれど、大体今までやってきたところと同じようなところは押さえておこうということでの検討なのか、そのあたりはとても重要だなと思っています。

ひとつの例ですけれども、先ほど今回は事業所への調査はしないというふうな、お話がありました。子育てしやすい環境を作るといふときに事業所の姿勢というのが、今非常に大きいと言われていています。今その調査はしないと決めてしまうことが、国が打ち出す大胆な方向と矛盾していないかということが気になりました。

本日のこの会議で、どこまで検討すべきなのか、またそれが今後有益な議論になるのか、ずっともやもやしながら、ご説明聞いていたところがあります。先ほどのご質問に加えて、船橋市として今見えてきている今後3年間の国の支援策の方向性を、共有できるのであれば、それをベースにして検討ができると思います。

それがまだ見えていないので、今は難しいということであれば、案として承るしかないというのが正直な心境です。ご回答も難しいかもしれませんが、そのあたり、大きな柱のような気がするのでお伺いできたらと思います。

## ○こども政策課長

こども政策課です。

まず、国の手引きがこれから示されるというところで、内容がでているかどうかというところについては、国の方から改める予定だと、先ほど今年の前半にお示ししますとメールで案内があっただけでして、詳細が見えていません。

2つ目の国から色々なものが示されているかというところ、まさにその手引きですが、第1期の時に、策定にあたっての手引きが示されていて、そこに第2期のときに改正がございました。

その中で、全国共通でやらなければいけない全国共通の算式のようなものがございまして、そこがベースになっています。

それから、現在のアンケート案については、こども政策課とこども家庭支援課を中心に、関係課の方に何か聞きたい設問があるか確認したというところも含んでおりますが、現時点で、他市の比較までは、把握ができていないところでございます。

それから、中原委員のお話のところです。今、国のこども家庭庁が出来ての大きな動きのなかで、現時点でこの設問の中に具体的に見据えて取り込んでいるのは、「こども誰でも通園制度」について、制度化されたときの利用希望はどうかというのを把握したいというところのものです。

今年はアンケートをして、来年度計画策定をしていきますので、その過程で国の動きが、より具体が見えてくる中で、対応しなければいけないという思いはありますが、今の時点でそれを的確に反映出来ているという段階ではないというところではございます。

## ○横山会長

ありがとうございました。

他にご質問、ご意見等ございますか。

## ○事務局

事務局です。オンライン参加の天野委員が挙手されております。

会長いかがでしょうか。

## ○横山会長

はい。天野委員 お願いします。

## ○天野委員

千葉県民間保育振興会の天野と申します。

丁寧な説明どうもありがとうございました。

量の確保というのはそのとおりだと思いますし、それはアンケートで採っていくというのは妥当なのかと思っているのですが、同時に質の簡保というのを考えていかなければいけないではないかというふうに思っています。この資料3-1の7ページで、ここでは、やはり質については、言及があまりなされていないような感じと見受けられます。

質問項目を説明していただく中では、質の部分なのかなと思えるようなご説明もござ

いましたが、見ていって、資料4の38ページ、ざっと見た限り、ここが一番質を考えるにあたっての肝なんじゃないかと思います。

ここで幾つかこれだけの大変な資料を作っているなかで非常に心苦しいですが、お願いがありまして、一つはこれを貧困家庭とか、ひとり親世帯の質問項目にも加えていただきたいのが一点、それから、前回も同じ質問をなさっているのかと思うのですが、ここを前回と今回の令和5年度の結果がでたときに比較をしていただいて、質の部分の振り返りをお願いします。第2期の質の部分について、一定の市民の評価がみられるのかなと思います。

さらに、ここから先細くなるのですが、この問53と54の項目を軸にしてクロス集計をしていただければ、例えば満足している人達がどういう項目で、満足していない人達と優位差があるのかが多分見えてくると思います。

その優位差があるところについて、着眼した分析をすれば計画策定の根拠になり得るのかと、また、我々も非常にわかりやすい資料となりますので、是非そのところをご検討いただければと思います。

#### ○こども政策課長

ありがとうございました。

まず、問54のところについて、ここは前回から設問のところを、少し変更させていただき予定のところですが、ここは国の指針とかではなく、市独自の設定した設問でございます。ここの部分を貧困やひとり親の調査の方にも加えてみたらどうかというご意見につきまして、これから検討の材料になるのかなと思いますので、考えさせていただきます。

ご指摘のようにここは、現行計画の評価に活用できるのではないかと考えています。

そうした側面でどこまでのクロス集計が可能なのか実際に見てみないとわかりませんが、より具体の傾向を炙り出すということは、有益かなと考えております。

ありがとうございました。

#### ○横山会長

はい。貴重な意見ありがとうございました。

他に質問、ご意見等ございますか。

#### ○生田委員

生田でございます。

基本的なことを伺いたいのですが、お子様のお名前だけを記載して郵送する想定でしょうか。

#### ○こども政策課長

子ども調査の対象と掲示された方については、お子様のお名前もその世帯の保護者のお名前も書いて郵送するという形になろうかと思っています。

## ○生田委員

ありがとうございました。

子ども調査は今回初めてということで、その世帯の方には調査と一緒に入るということですが、子どもが調査に対して回答した内容は、親御さんと一緒に提出するような形になりますので、書き方とか内容が飲酒だとかタバコとかというのも入っているので、ちゃんとした答えがいただけるのか、回答の仕方についてはどういう配慮があるのかと感じました。

もうひとつ、前回のアンケート調査大体50%位の回収実施を行って、これが低いのか高いのかはわかりませんが、全国的にどうでしょうか。また、向上させるための何か施策が、あるか伺えればと思います。よろしくお願いします。

## ○こども政策課長

こども政策課です。

子ども調査の対象になったお子さんについては、親御さんと1つの封筒でという所は先ほどお話をさせていただきました。

今ご指摘にあったような、子どもの調査がありのままで、答えてもらえるのかというところについては、私どもも、懸念をしているところです。そうした懸念を完全に除くような手法は見つかっていないのですが、ご案内の中で子どもに自分の環境の中で答えてほしいと、別に親御さんに見せなくてもいいですよというような案内を入れるということはひとつ考えているところです。

ネット環境の場合は、子どもが直接回答フォームを開いて答えてもらうことができるかと考えています。

回答率については、貧困調査ですと、国が先行実施したものは約50%となっています。また、回答率の向上に向けて考えたところは、紙だけではなくてネット環境でというところが、今考えているところでございます。以上です。

## ○横山会長

ありがとうございました。

他にご質問、ご意見等ございますか。

## ○中原委員

親と子のペアリングをデータとして集計するのか、それとも全く単独で、保護者は保護者の回答、子どもは子どもの回答として集計するのか、それによって生田委員のご質問の意味が変わってくると思います。

インターネットで回答するということは、単独で回答するのでペアリングは想定していないということになると思うのですが、そのあたりは正確にお願いできますか。

## ○こども政策課長

テクニク的には、これから検討ですが、回答が別々になったとしても、固有の識別番号のようなものを付与して、この子どもとこの親は同一世帯、ということを紐づけた上

で分析ができるようにしたいと考えています。

○中原委員

それでは、ペアリングが前提ということですね。

○こども政策課長

そのとおりです。

○中原委員

わかりました。

それは、QRコード等で回答を得る形としても、ペアリングはできるという想定でしょうか。

○こども政策課長

これから詰めるのですが、例えば、入力にあたって、識別番号のようなコード番号を入力していただいてという形も一つの案として考えています。

分析のために、この子どもとこの親は同一世帯だとわかるというようなやり方を考えています。

○中原委員

それは、この調査に回答いただく当事者もそのように認識する形ということですよ。

回答の独立性と言いますか、子どもの意見表明と権利をしっかりと今回担保しようという姿勢は非常に重要だと思いますが、調査の枠組みや投げかけ方によってそれは、阻害される要因になりうるということは充分認識してデザインしないといけないと思うので、お尋ねさせていただきました。この認識はもっていただきたいと思いますとお伝えします。

○横山会長

無記名なら書くけれど、誰が書いたか把握されていると思ったら用心しますし、子どもが何を書いて出したか監視したくなってしまいます。

新たにデザインよろしくをお願いします。

他にご質問、ご意見等ございますか。

○佐藤副会長

佐藤です。細かいところですが、小学生と中学生の調査で、今回の案の形態で、全てのお子さんにも配布されるという理解でよろしいでしょうか。

○こども政策課長

こども政策課です。

子ども調査のところについて、この設問は小学生だけ中学生だけという違いはありますが、この構成が軸になるということで考えています。

### ○佐藤副会長

例えば、小学5年生と6年生で読める漢字と読めない漢字、細かいところのふりがな等、回答しやすいようにご配慮をいただきたいと思います。調査時間に対しての集中力もあるので、そうしたところも想定して作成していただけるとよいかと思っております。

### ○こども政策課長

ありがとうございます。

子どもについては、学年で使う漢字を変えなければいけないと考えています。

設問が同じでも、低学年用と高校生用を分けて作成することを考えております。

### ○横山会長

はい。ありがとうございます。

他にご質問、ご意見等ございますか。

### ○竹園委員

外国籍の人の把握というところで質問項目があるのは、就学前児童調査のところに、1つ質問があったのですが、その他には設けていないのでしょうか。

保育園から聞いていると、外国籍の方が3割をこえている保育園などもあったりして、大変になっているという話も、地域的に限られてはいるけれど伺っています。もう少し設問があっても良いのではないのでしょうか。

### ○こども政策課長

こども政策課です。

今、竹園委員のおっしゃる通り、問の23以外にそうした設問は入っていません。外国籍の方を把握することによって施策に影響があるか、そうした点も含めて今後検討させていただきます。

ありがとうございます。

### ○横山会長

他にご質問、ご意見等ございますか。

### ○中原委員

今日は細かいことは省いて、大事なところだけお伝えさせていただきます。

先ほどもご質問がありましたが、施策に反映させていくために、経年の変化を見ていく必要があるという項目と、これから5年、6年を見据えたときに今入れておかなければならないという項目があると思います。

現状事業として足りないから、今までの質問項目に入っていないけれども、今後の重要性を考慮して今回入れておかなければならないという設問が、わかりやすく整理されていくことがとても大事かと思えます。

調査の場合、確かに経年の変化を見られる項目は残しておく必要がありますが、やは

り精査は必要でしょう。今までやってきたからというのではなく検討をお願いします。

今申し上げた2点については、これからご検討いただく際に、柱として何を置いていくかというところを明確にしながら、進めていかれるといいかと思います。

今日の資料は、やはり今までの上に何かをのせている印象が強いので、これから第3期の子ども・子育て支援事業を考えるためのデータとして、それでは不足が生じるのではという思いもあります。こうした点についてよろしくをお願いします。

#### ○横山会長

他にご意見ございますか。

はい、よろしいでしょうか。

貴重な意見色々ありがとうございました。

より役に立つアンケートになるように精査してお示しいただきたいと思います。

### 3. 閉会

#### ○横山会長

本日の議事は以上となります。ありがとうございました。

事務局から連絡事項などはありますか。

#### ○事務局（こども政策課長補佐）

ご審議ありがとうございました。

令和3年9月1日に子ども・子育て会議の委員として委嘱させていただきましてから、今月末をもちまして2年間の任期が終了することになります。この間、5回にわたって会議が開催されまして、委員の皆様には活発なご議論をいただき、また貴重なご意見を頂戴しましたことを厚く御礼申し上げます。

また、横山会長には審議の取りまとめにご尽力いただき、ありがとうございました。皆様には、今後とも船橋市の子ども・子育てについてご指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今後の子ども・子育て会議につきましては、9月に次期委員の方の委嘱を行いました後、10月末から11月頃に開催を予定しております。

開催通知及び出欠席については、後日、事務局よりご連絡いたしますので、その際にご予定くださいますようお願いいたします。事務局からは以上です。

#### ○横山会長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。